

北海道大学教職課程自己点検・評価報告書（令和4年度）

令和5年3月

教職課程専門委員会自己点検・評価小委員会

I. はじめに：本学の教職課程の自己点検・評価に向けての基本的な考え方

教育職員免許法施行規則の改正により、令和4年度より教職課程を持つ各大学には、教職課程の自己点検・評価が義務づけられることとなった。

その際、示された「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」（教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）には、「教職課程の自己点検・評価は実施すること自体が目的ではなく」、「各大学がその自主性・自律性を生かしながら」、「教職課程の改善につなげてこそ意味がある」とされている。また、「教職課程の自己点検・評価は、相応のコストを要するものであり、『評価のための評価』となることがないよう、各大学の特性を踏まえつつ効果的・効率的に行なうことを旨とする」とも述べられている。こうした文言を根拠に、今までの、大学に押し付けられてきた各種の「自己点検・評価」のように、他大学の実施状況をにらみながら、横並びで形だけ整えてやり過ごすのではなく、また、「ガイドライン」に並べられた項目を愚直に時間とエネルギーをかけてすべて点検するのではなく、できることから少しずつでも着実に実施して、実質的な改善につながるような「点検・評価」にしていきたい。

その背景には、もちろん現在の学校教育の、とりわけ高校教育をめぐる危機的な状況があり、一方で本学の教員免許取得者の就職先は高校が多く、高校教員の就職者数は道内の大学の中では最も多い、ということがある。「危機的な状況」とはたとえば、一斉授業の形態は、世界的には20年ほど前からほとんどなくなり協働的な学習が主流になっているにもかかわらず、我が国の、とりわけ高校においては一斉授業をやめることへの抵抗が教師の間に極めて強く、旧態依然とした一方的な教え込みの授業が続けられているという状況である。このような教育によっては、与えられた正解を覚えることはできても、急速に変化する現代社会の中で必要とされる、主体的に問題を見出し、その解決に向けて主体的・協働的に探究できるような人材は育たない。とりわけ本学の学生の多くは、いわゆる進学校の出身であり、むしろ一方的な教え込みの授業にうまく適応して大学受験に成功したとの思い込みが強く、そうした学生が教員になると教え込みの授業を再生産してしまう恐れがある。そうした意味で、教職課程の内容を見直していくことが強く求められている。

しかしながらまた一方で、本学は研究に力点を置いた大学であり、また部局間のつながりが相対的に弱く、学生の教育には十分なエネルギーを割いてこなかったという傾向があり、そのこともこうした全学的な教育内容の改善の取り組みを困難にしているという問題がある。この問題に風穴を開けていくためには中長期的な展望に立った、粘り強い取

り組みが必要だと思われる。今回、当委員会に、文・理の委員に加わっていただいたことを機に、部局間の協力体制を築きつつ、大学全体で教職課程の改善に責任を持って取り組むという雰囲気の醸成につなげていきたいと考えている。

以上から、「ガイドライン」に示されている諸項目の点検・評価は必要最小限に抑え（今回取りあげない項目は次年度以降に少しずつ点検・評価を進める）、「実質的な改善」のための入口として、まず学生からも多数問題点が指摘されている「教科教育法（理科）」の点検を今回の「点検・評価」の中心に据えることにしたい。

Ⅱ. 基本的な事項の点検・評価（令和4年度実施）

1. 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況

北海道大学が掲げる「フロンティア精神」、「国際性の涵養」、「全人教育」、「実学の重視」の4つの理念に基づき、社会の発展と新たな知の創造を担う指導的人材の養成を目指し、学校教育において貢献できる幅広い視野と高度な専門知識を備えた教員を育成することを目標としている。

「幅広い視野」と「高度な専門性」はまさに本学卒業（修了）生に期待される特性・長所であり、そうした資質は過度に具体的かつ明文化された目標の下で育成されるのではなく、失敗も許される自由でまた高度に学問的な雰囲気の中で醸成されるものである。

したがって当該目標を達成するためには、学生は何よりもまず、それぞれの専門分野の学修を深めることが求められるが、さらに教職課程の授業科目（教育の基礎的理解に関する科目等）において、そうした専門分野の学識を教員としての資質に結びつけていくことが必要となる。今後教職課程の授業科目における学生の学びの状況を、授業アンケート等を通して順に検討を進めていくことによって、当該目標の達成の度合いについて様々な角度からの点検・評価を進めていく。

2. 教育課程の体系性

法令に基づき必要な授業科目は開設されているが、教職課程科目相互の関連性、及び教職課程以外の科目との関連性については、今まで必ずしも十分に配慮されてきたとは言えない。そのため次項「教職課程の充実・見直しの状況」に記載するとおり、教職課程の改善のための全学的な体制を整え、教職課程の体系性についても今後検討し、改善していく。

3. 教育課程の充実・見直しの状況

教職課程の質的保証・向上や学生に対する責任ある教職指導体制にかかる全学的な方針・計画の策定は、教務委員会の下に置かれる教職課程専門委員会の所掌事項となっている。令和4年度より教職課程専門委員会のもとに「点検・評価小委員会」を設置し、教職課程の適切な点検・評価を進めている。さらに、令和4年度より新たに、各年度末に「教職課程担当

教員会議」を開催し、教職課程に関わる全教員での情報共有を図り、教職課程の改善・充実を全学一体となって取り組む態勢を整えている。

4. 成績評価の基準等に関する全学的な基準の策定・公表の状況

「北海道大学における授業科目の成績の評価に関する規程」第2条の表に全学的な基準が明確に定められており、各授業科目についてはそれぞれのシラバスに「到達目標」が記載され公開されている。

学修成果の質	評語
授業科目の到達目標のすべての面で秀逸な学修成果をあげた。	A ⁺
授業科目の到達目標のすべての面で優秀な学修成果をあげた。	A
授業科目の到達目標のほとんどの面で優秀な学修成果をあげたが、一部において良好な結果にとどまった。	A ⁻
授業科目の到達目標のすべての面で良好な学修成果をあげた。	B ⁺
授業科目の到達目標のほとんどの面で良好な学修成果をあげたが、一部において良好とまではいえない結果にとどまった。	B
授業科目の到達目標のいくつかの面で良好な学修成果をあげたが、全体として良好とまではいえない結果にとどまった。	B ⁻
授業科目の到達目標のほとんどの面で合格となる最低限の学修成果であったが、良好な面がいくつかあった。	C ⁺
授業科目の到達目標のすべての面で合格となる最低限の学修成果であった。	C
授業科目の到達目標全体として合格となる最低限の学修成果より少し低い結果であった。	D
授業科目の到達目標のほとんどまたはすべての面で合格となる最低限の学修成果はなかった。	D ⁻
学修成果を示す証拠はなかった。	F

5. 教員の配置の状況

[「令和4年度 部局別教職免許課程一覧」](#)に記載の通り、必要専任教員数を充足している。

6. 教員の業績等

「教員の養成に係る各教員が有する学位及び業績」のページが「研究者総覧」のページにリンクされており、各教員の業績は公開されている。その他に、公表されている各授業科目のシラバスのページに「有する実務経験と授業への活用」の欄がある。

7. 職員の配置状況

教育学事務部教務担当が全学的な教職課程の運営の事務の中心をにない、各部局の教務担当事務がそれをサポートする体制を取っている。とりわけ業務が集中する教育学事務部教務担当については、職員数のさらなる配置が必要と考えられる。

8. 学校教育法施行規則第 172 条の 2 のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に定められた情報公表の状況

本学ホームページの「広報・公開」>「法令等に基づく公表事項」の中に、それぞれ「学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報」「教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定する情報」のページが設けられ、必要な情報は公開されている。ただし、必ずしも学外者にわかりやすく整理されているとは言えないので、今回（令和 5 年 4 月）この「教職課程の自己点検・評価」のページを新たに設け、今後も必要な情報発信を引き続き行なっていく。

Ⅲ. 教科教育法（理科）の点検・評価（令和 4 年度実施）

（[「2022 年度前期「教科教育法調査」の結果報告」](#) 参照）